



平成 29 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 グローリー株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 尾上 広和  
本 社 所 在 地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号  
コ ー ド 番 号 6457  
上 場 取 引 所 東証第一部  
決 算 期 3月  
問 合 せ 先 経営企画部長 犬賀 昌人  
T E L (079) 297-3131

## 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による 自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式取得に係る事項を決議いたしました。その具体的な方法につき以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取得の方法

本日（平成 29 年 11 月 7 日）の終値 4,375 円で、平成 29 年 11 月 8 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません）。

当該買付注文は、当該取引時間限りの注文とします。

#### 2. 取得の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得する株式の総数  | 500,000 株（上限）<br>（自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 0.78%）   |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 2,187,500,000 円（上限）                             |
| (4) 取得結果の公表    | 平成 29 年 11 月 8 日午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表いたします。 |

(注) 1. 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性があります。

2. 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

3. 取得日の翌日以降、下記に記載の取締役会において決議した取得し得る株式の総数及び取得価額の総額から、それぞれ上記の方法により取得した株式の総数及び取得価額の総額を控除した数量及び金額を上限として、市場買付けによる自己株式の取得を継続します。

(ご参考)

本日（平成 29 年 11 月 7 日）開催の取締役会における決議内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,500,000 株（上限）<br>（発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.34%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 6,000,000,000 円（上限）                               |
| (4) 取得期間       | 平成 29 年 11 月 8 日 ~ 平成 30 年 1 月 31 日               |

以上